

官報

平成二十年五月十二日

○第百六十九回 参議院會議錄第十七号

平成二十年五月十二日(月曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十七号

平成二十年五月十二日

正午開議

第一 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。甘利経済産業大臣。

平成二十年五月十二日 参議院會議錄第十七号

〔國務大臣甘利明君登壇、拍手〕

○國務大臣(甘利明君) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、企業規模や業種、地域により景況に格差が見られる中、我が国が、地方を中心として元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核を成す中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要であります。

このためには、中小企業者や農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ、技術等を活用することと、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要であります。

この点を踏まえ、政府としても、農林水産省と経済産業省が一体となつて、中小企業者と農林漁業者のつながりを応援し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進するための措置を講ずる必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業活動の促進及びその基本的な方向に関する事項等を示した方針を農

林水産大臣、経済産業大臣等が策定いたします。

第二に、この方針に基づいて、中小企業者と農林漁業者が共同で作成した新商品の開発や販路開拓等の事業計画に対し、農林水産大臣、経済産業大臣等が認定を行い、中小企業信用保険法の特例、小規模企業者への事業資金の無利子貸付けに係る特例、食品流通構造改善促進法の特例、農業改良資金助成法の特例等の支援措置を講じます。

第三に、中小企業者と農林漁業者との連携の機会の提供など、両者のつながりの形成を側面的に支援するNPO法人等の事業活動について、中小企業信用保険法の特例によつて資金調達を支援します。

以上が中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案の要旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

鈴木陽悦君。

〔鈴木陽悦君登壇、拍手〕

○鈴木陽悦君 私は、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表いたしました。ただいま議題となりました中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案について質問をいたします。

本會議で初めての質問の機会をいただき、同僚議員の皆様改めて感謝の意を込めまして質問をさせていただきます。

さて、質問に先立ち、最初に申し上げたいことがございます。それは、今通常国会の施政方針演説で福田総理は、私の地元、秋田の農業の先覚者

であります石川理紀之助の言葉を次のように引用いたしました。

井戸を掘るなら水がわくまで掘れ。明治時代の農村の指導者、石川理紀之助は、疲弊にあえぐ東北の農村復興にその生涯をさげた人物であります。彼は、どんなときも決してあきらめることなく、結果を出すまで努力することの大切さを教えました。そして彼は、様々な事業において、何よりも得難いのは信頼である、進歩とは厚い信頼でできた果の中ですくすく育つのだと述べています。福田総理は、私は進歩をばくむ信頼という果を、国民と行政、国民と政治の間につくつてまいりたいと締めくくりました。まさにそのとおりでございます。施政方針演説で郷土の偉人を取り上げていただき、私は身の引き締まる思いで受け止めました。

しかしですよ、しかしですよ、引用は共感できますが、これまでの福田内閣はどうでしょうか。今年に入ってからだけでも、後手後手に回ったC型肝炎の被害者、遺族救済問題、建築基準法改正に伴う行政の不手際による建築業者、関連業者の死活問題、宙に浮いた年金記録の照合作業が終わらなかつた問題、多くの国民に理解されていない後期高齢者医療制度問題など、国民生活に直結する課題で国民に大きな負担と不信感を与え、進歩をはくむ信頼どころか、国民の信頼を全く失っているのではないのでしょうか。

そもそも、石川理紀之助が老農や農聖と称された理由は、理念の根本に、寝ていて人を起こすことなかれ、寝ていて人を起こすことなかれ、この名言があります。また夜が明け切らないうちに自ら起き出して、板木と呼ばれる合図の木を打ち鳴

らし、さあ仕事をしようと村人に知らせ、共に汗を流しました。つまり、自らが率先して範を示し、たとえ自分一人であろうが他人のために困難なことに立ち向かう、物事に当たることを常に実践したことにあります。

物事の根本を理解せずに、上辺だけや耳触りの良い言葉を引用して美辞麗句を並べるだけでは全く意味を成しておりません。石川理紀之助を例に出すのであれば、まず、寝ていて人を起こすことなかれ、この言葉の本質を十分肝に銘じ、政治に当たるべきではないでしょうか。

さて、本題に入ります。

まず、本法案の提出の背景について伺います。今や経済や国民生活は疲弊の一途をたどっています。特に、本法案の対象でもあり、地域経済の中核を担うべき中小企業者、農林漁業者の多くが苦しい状況に置かれています。

農家は、減反、生産調整、米離れ、土地改良、転作などにより、稲作、畑作などを問わず借金返済に悲鳴を上げ、政府の導入した農業政策、品目横断的経営安定化政策による切捨てによって耕作放棄の憂き目に遭わされるなど、悲惨な状況となっております。

一方、中小企業は、大企業の海外シフト、グローバル化の波や原油高騰による原料費等の値上げなどでダメージを受け、親会社や消費者の顔色をうかがわなければならない立場から値上げできない値上げ罪悪感に取りつかれ、経営は息も絶え絶えの状態が続いております。これら業種の経営の悪化、地方経済の疲弊、格差拡大は地方を置き去りにしてきた小泉改革で推し進められた結果であり、これまでの政府・与党政治がもたらしたも

のであります。

昨年の参院選はまさに地方からわき出た怒りの結果であり、これに驚いて地方再生を進める福田内閣にあつては、まず初めにこれまでの政策について深く反省することが必要ではないでしょうか。そして、格差があるからそれを解消する、地方が疲弊しているからそれを再生する、そのために個別対応の法案を提出するという今までの対症療法を検証し、根本的な地域経済の活性化や格差是正に関する基本方針を明確にした上で、自らが発案し、計画し、実行に移す政策を実施できるようにすべきだと考えます。

この点について、基本的な認識を内閣官房長官に伺います。あわせて、地域活性化統合事務局を担当する地方再生担当大臣にも御所見を伺います。

これからの質問はいずれも経済産業大臣と農林水産大臣に伺います。

政府は、本法案の目的として、地域経済の基盤となる地域産業を活性化するため、中小企業の経営の向上と農林漁業の経営の改善を図るためと説明しております。この趣旨そのものには賛成であります。前提となる中小企業者と農林漁業者との組合せ、この経営の苦しい両者を一本立ちさせようという仕組みについて、机上の空論とならないか、果たしてうまくいくのか、非常に懸念しております。

ハードルは高く、一筋縄ではないかと思ひますが、お互いの実情把握ができていないのか、お互いの共通認識が持てるのか。両者の多くを巻き込もうとするのであれば、まず両者に対する本法案の目的に向けたインセンティブが非常に重要では

ないかと考えますが、御見解と対応策を伺います。

さらに、この度の法案により、中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動をまさに二十一世紀の日本を代表する産業形態の一つとして位置付けるつもりはあるのかどうか、併せてお聞きいたします。

次に、省庁間の連携について伺います。

縦割り行政の弊害や問題点は、個別具体例を挙げるまでもなく、数え切れないほどあります。

本法案では、こうした批判にこたえて、経済産業省と農林水産省が密接な連携を取りながら、真に効率的、効果的な施策を実施し、行政の所管を越えるとしておりますが、これまでの経緯から見て、具体的にこれを連携させるのは至難の業とも思われます。そのため、少なくとも両省庁間ではもとより、地方農政局、経済産業局レベルでも密接に連携を取り合い、情報の共有と対応の公平性を確保し、利用者がどちらの窓口に来ても同様の対応と回答を得られる体制を築くことが最低条件になります。

とはいえ、この程度は使う立場からしますと当たり前のことでありまして、分け隔てのないワンストップの窓口が大きな特徴とうたっておりますが、これだけでは縦割り行政が解消されるとは到底思えません。この程度の認識が縦割り行政の反省点を踏まえた結果、たとえちやうと安易ではないでしょうか。省庁の壁をどのようにして取り除くのか、両大臣に具体的な対策を伺います。

また、本法案に限らず、中小企業者と農林漁業者の連携支援と関連施策の実施に当たっては、経済産業省と農林水産省及び地方局のみならず、国

土交通省や総務省及び地方公共団体との連携も当然に必要となります。これら関係省庁等との連携についてどのように行うつもりなのか、併せて伺います。

次に、類似した既存の施策との関連について伺います。

本法案は、中小企業者と農林漁業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して共同で行う事業に対し、税制、金融等の支援措置を行うものであります。既に中小企業者と農林漁業者が共同で行う事業に支援を行う法律はここ数年だけでも複数立法化されております。

昨年成立した中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源活用プログラムでは、農林水産物、鉱工業製品及びその生産技術、観光資源の三種類から成る地域資源を活用して中小企業が新商品の開発などを行う事業を支援することとしております。

同様に、平成十七年度に制定された中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓支援制度では、中小企業者が他分野の事業者と連携して事業を行う場合には本法案に類似した支援が受けられることになっております。

また、農林漁業者にとつても、食料産業クラスター支援事業や漁業再チャレンジ支援事業など、幅広い支援が整っております。

確かに、利用者には、多様なメニューの中から最適な支援策を選択でき、支援を受けられる機会が増えることとなりますが、どのような政策にもプラン・ドゥー・チェックというプロセスが必要でございます。

本法案を提出するに当たり、これら既存の地域

活性化策の効果や問題点を検証したのでしようか。検証したとすれば、本法案は多くの地域活性化策の中でどのような位置付けがなされ、どのような独自の役割を期待するのでしょうか、両大臣に所見を伺います。

また、新たに法律を制定しなくても、既存の法律のスキームを拡大すれば同様の支援を実施することも可能ではなかったかとも思われます。効果や効率の観点から総合的な制度に統合することを含め、検討する時期に来ているのではないかと考えますが、経済産業大臣の御所見を伺います。

類似した制度が多く存在する中で本法案を提出する以上は、中小企業者や農林漁業者の混乱を避けるために、既存の諸施策における支援や対象と一体何が異なるかなどの情報を対象者に広く周知し、明確に説明できる体制をつくることが必要となります。

今回は、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、県中小企業支援センターなど、全国で三百か所の拠点や全国四十八か所の食料産業クラスター協議会で相談や支援を行うとしておりますが、窓口が多岐にわたるため対象者が相談窓口すら分からなくなる可能性もあります。

そこで、商工業と農林水産業の組合せをしつかり見据えるコーディネーターの存在が重要ではないかと考えます。中小企業者と農林漁業者は業種の壁を越えて連携することになるわけで、お互いの置かれている現状やそれぞれが得意とする産物や技術を知らないこともあると思います。

すなわち、第一に、コーディネーターには情報の統合と連携という役割が求められます。そして、高齢化や後継者不足、耕作地の放棄など、そ

れぞれが抱える問題の改善を支援することが必要であります。

このような観点から、中小企業者と農林漁業者のマッチングと連携に向けた話し合い、事業計画の作成、商品の開発、生産、販売等の各段階における支援体制を整備するとともに、それぞれの段階において活躍できる商工業及び農林漁業の実情に精通したコーディネーターや専門家を十分に確保することが成功のかぎを握っているのではないかと考えますが、両大臣のお考えをお聞かせください。

画期的な取組だからこそ画期的な成功に持つていかなくてはなりません。待ちから攻めの組合せを実行するのであれば、地域事情と地域の特性をしつかり判断できる目が必要でございします。単なる選択と集中では済まされません。多くの情報を持つている両省の真の連携をするのであれば、大きな責任を持った指導力が不可欠であることから、コーディネーター制度を確立して力を失った地域や地方に活力を取り戻していただきたいと考えます。

私も、これまで当事者の皆さんにいろいろとお話を伺ってまいりました。中小企業者と農林漁業者の連携は、これまでも数多くアプローチはされてきているものの成功例はそれほど多くはありません。これまで、国の政策に素直に従い、痛みに遭っている方々もたくさんいらっしゃいます。そうしたところを再び奮い立たせるには並大抵の努力ではかきません。しかし、地方が元気になるなければこの国が危うくなるのも明々白々であります。

そうした覚悟を持って、本法案に盛り込まれた目的

の達成にまさに自らが先頭に立って汗を流していただくことを強く要望し、また私どもも先頭に立って地方の元気に全力を挙げる決意を表明して質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣甘利明君 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、中小企業者と農林漁業者との連携のためのインセンティブについてのお尋ねがありました。

両者の連携は、農林漁業者にとつては農林水産物の付加価値の向上につながり、農林水産物を扱ったことのない商工業者にとつては新たな事業機会の獲得といった相乗効果が期待できると考えます。こうした連携が全国各地で展開されるよう、両者が連携に取り組む気付きと出合いの機会を提供をし、さらに事業の成功に向けて細かい支援を行ってまいります。

次に、農商工連携による事業活動を二十一世紀の日本を代表する産業形態と位置付けるべきとの御指摘であります。

農林水産関連産業は我が国の基幹産業の一つであります。これらの産業は、世界に比類のないほどの安全、高品質な製品を産出する強みを持つているわけであります。農商工連携を進めることによって農林漁業と中小企業の持つポテンシャルを一層引き出して、二十一世紀の日本を代表する産業と位置付けられるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、両省の壁を越えた連携の必要性についてのお尋ねがありました。

経済産業省といたしましては、中小企業者本位の使いやすい真のワンストップサービスを提供するため、農林水産省との緊密な連携の下に、両省一体となった施策の立案と運用、PRに取り組み、両省の施策を総動員して支援をしてまいります。

また、行政のみならず、関係団体も含めた支援のネットワークを幅広く展開できるよう、商工会やJA等の団体を巻き込むなど、従来にない強固な連携を構築する所存であります。

次に、他省庁や地方公共団体との連携についてのお尋ねであります。

本法案の成立を機に、関係省庁による連絡会議や地方自治体を含むブロック別連絡協議会の設置など、各省庁及び地方自治体が行政の壁を越えて事業者本位の支援を展開していけるよう努めてまいります。さらに、身近なワンストップ支援窓口としての全国約三百か所の地域力連携拠点を中心に、商工会やJA等の地域の関係機関の総力を結集するための体制整備にも全力を挙げて取り組む所存であります。

続きまして、既存の中小企業支援策を踏まえた本法案の役割についてのお尋ねがありました。

異分野連携新事業分野開拓支援制度は新規性の高い取組を支援するものであり、地域資源活用プログラムは地域資源の活用による地域経済の活性化を図るためのものであり、それぞれ重要な施策として実績を上げております。

これに對しまして、本法案は、農商工等連携の促進により、農林水産物の付加価値の向上や中小企業と農林水産業の活性化を図るものでありまして、既存施策と異なる役割を担うものとして大い

に活用されることを期待をいたしております。
続きまして、農商工連携促進法案の既存制度への統合についてのお尋ねがありました。

本法案は、中小企業者の商品開発、技術力を生かした新たな農林水産加工品の開発や販路開拓など、農林漁業者と中小企業者の連携により付加価値の高い事業活動の創出を目的とするものでありまして、既存制度と異なる役割を担うものとして提出をしております。

なお、制度運用に当たりましては、事業者にも都合なく活用いただけるよう、中小企業基盤整備機構や地域力連携拠点を活用してきめ細かく支援をしてまいります。

最後に、事業各段に応じた支援体制の整備とコーディネート等の確保についてのお尋ねがありました。

事業者に対するきめ細かな支援を行うため、全国約三百か所の地域力連携拠点に目利きに優れたコーディネーターを配置をしまして、地域に散在をする支援機関や有能な人材とともに有望な事業の掘り起こしやブラッシュアップを行います。そして、全国十か所にある中小企業基盤整備機構の支部に整備するハンズオン支援事務局におきまして、国内外のマーケットを見据えた事業計画の策定から販路開拓に至る一貫した支援体制を展開をしてまいります。(拍手)

(国務大臣町村信孝君登壇、拍手)

○国務大臣(町村信孝君) 鈴木議員にお答えいたします。

地域間格差や地方の疲弊といった問題が生じている中、政府としては、地方と都市が共に支え合う共生の考え方に立つて、生活する方々の暮らし

の確保、中小企業や農林水産業など地域を支える産業の振興、観光振興等交流人口の拡大について、省庁横断、施策横断の視点に立った総合的な戦略として、昨年の十一月に地域活性化統合本部において地方再生戦略を取りまとめました。この戦略により、人口減少時代に突入した我が国において地方の衰退を食い止めるため、政府全体としての取組方針を明確に定めたところであります。

この地方再生戦略の下で、政府一丸となって地域の主体的な取組を支えていくこととしておりまして、本法案もそのような支援の代表例として地方再生戦略に位置付けているところであります。(拍手)

(国務大臣増田寛也君登壇、拍手)

○国務大臣(増田寛也君) 鈴木議員より、地域経済活性化や地域間格差是正に関するお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、地域間格差や地方の疲弊といった地域の厳しい状況を踏まえまして、政府一体となつて地域の活性化を進める観点から、昨年十一月に地域活性化統合本部におきまして地方再生戦略を取りまとめたところでございます。

この戦略におきましては、省庁横断、施策横断の視点に立ちまして、補完性、自立、共生、総合性、透明性の地方再生五原則の下で、地域の方々の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を的確に後押しすることを明確化をしているところでございます。また、そのための具体的な支援措置として、各省庁による取組に加えまして、新たに地方の元気再生事業を創設をして、地域の発意による様々な意欲的な取組を構想の段階から支援することとしております。

政府としては、この地方再生戦略という政府全体の取組方針の下で地域の主体的な取組が展開していくことを期待をしております。本法案も省庁横断、施策横断的な支援の代表例として地域再生戦略に位置付けているところでございます。(拍手)

(国務大臣若林正俊君登壇、拍手)

○国務大臣(若林正俊君) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、中小企業者と農林漁業者へのインセンティブについてのお尋ねがありました。農商工連携の効果的な促進のためには、中小企業者や農林漁業者にインセンティブを与えることが非常に重要であると考えております。このため、本法律案において、農林漁業者と中小企業者が連携して行う新商品の開発等の取組に対し、金融、税制の支援措置を講ずるとともに、農林水産省としても、農商工連携関連予算として約百億円を計上しており、これらの施策を組み合わせることで総合的に支援を行ってまいります。

次に、農商工連携による事業活動を二十一世紀の日本を代表する産業形態として位置付けるべきであるとお尋ねであります。農林漁業者と中小企業者が連携することにより、それぞれが有する優れた経営資源やノウハウを有効に活用し、新商品の開発や販路拡大につなげ、農林水産物の付加価値の向上や農林水産業の活性化を図ることができると考えております。

農林水産省としても、こうした農商工連携による取組が二十一世紀の日本を代表する産業形態として成長することを期待し、積極的に取り組んでまいります。

次に、両省の連携についてのお尋ねであります。経済産業大臣の御答弁にもありましたように、事業者にとって効果的で使いやすい支援体制とするため、両省が連携を強固にし、一体的に取り組むことが必要と考えております。このため、両省において基本方針の作成等においてしっかりと連携するとともに、事業計画認定や相談に当たっても農政局と経済産業局が相互に連携してワンストップで対応できるよう、これまでにない連携の強化を図ってまいります。

次に、他省庁及び地方公共団体との連携についてのお尋ねであります。農商工連携の推進に当たっては、関係省庁との連携を図ることはもとより、都道府県や市町村の農林水産部局とも幅広く連携した体制の下で一体的な支援を行えるよう働きかけを強化していく考えであります。さらに、全国の農協や漁協といった関係団体についても、支援窓口としての地域力連携拠点やそのパートナーとなることにより、農林漁業者等を支援する体制を整備してまいります。

次に、既存の類似施策の効果等の検証と本法案の役割についてのお尋ねであります。食品産業クラスター展開事業においては、食品産業が中核となり、地域の農林水産業や関連産業との連携の下で新商品の開発等が進められています。また、漁業再チャレンジ支援事業においては、異業種のノウハウを活用したビジネスプランが策定され、漁業分野での起業等が行われています。

本法案においては、地域を越えた連携やIT企業と農林漁業との連携による経営改善など、より幅広い取組を支援対象とするともに、施設整備等に対し新たな金融、税制上の支援措置を講ずる

ことにより、新商品の開発や販路の拡大等を促進することとしております。

最後に、コーディネーターや専門家による支援についてのお尋ねであります。食品産業クラスター展開事業において、これまでも食品産業や農林水産業についての専門的な知見を有するコーディネーターを育成しているところであります。農商工連携を行う関係事業者に対し、きめ細かなサポートができるようコーディネーターの増員を図り、その積極的な活動を支援してまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長峰崎直樹君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(峰崎直樹君登壇、拍手)

○峰崎直樹君 た、いま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、揮発油税等の税収を道路整備費に充てる措置を平成二十年度以降十年間延長する等のほか、地方道路整備臨時貸付金制度の創設、政府による日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等の措置を講じようとするものであります。

す。

委員会におきましては、国土交通委員会と連合審査会を開催し、内閣総理大臣及び関係大臣に対し、政府・与党決定による道路特定財源一般財源化の方針と本法律案との整合性、道路特定財源を一般財源化した後の道路整備の在り方、道路関係公益法人改革の内容等について質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

連合審査会を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して辻泰弘理事、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ反対、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して荒木清寛委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。鶴保庸介君。

(鶴保庸介君登壇、拍手)

○鶴保庸介君 私は、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、道路整備費の財源等の特例法改正案について賛成の討論を行います。

我が国は現在、急速に進行する高齢化と少子化社会の時代を迎えております。

こうした状況の中で、国土の維持保全、経済の発展、活力の向上、国際競争力の強化は国家として取り組むべき最優先の課題であり、そのための社会資本整備は都市と地方の在り方を規定する意味でも明確なビジョンを持って進めねばなりません。

また、地域間格差の是正や地域の活性化対策、国民の安心、安全の確保等々山積の課題を解決していくことも国家の責務であり、真に必要な道路の整備はまさに国家戦略であると言えます。

これらを踏まえ、賛成の理由を幾つか申し述べます。

まず、地方道路整備臨時交付金であります。都道府県管理の国道を対象に追加し、地方の財政状況に応じた交付率の引上げを行い、運用の改善となつております。また、国庫補助負担率も、高規格幹線道路と地域高規格道路についてかさ上げして地方負担を軽減いたしました。

さらには、国直轄事業の地方負担金や補助事業の地方負担分等に対する地方道路整備臨時交付金の創設により、地方への無利子貸付けが可能となりました。

加えて、日本高速道路保有・債務返済機構の債務を国が承継し、料金が値下げとなり、スマートインターチェンジ等の整備が図られることとなっております。

以上申し述べました賛成理由により、国民と地方の自治体の声を十二分に反映した法律案であると確信するものであります。国会提出され衆議院で可決して参議院に送付されたものであり、本日この本会議で各党の御賛同を得て成立を切に望むものであります。

ただ問題は、この法律案の参議院における取扱についてであります。

本法律案は国土交通大臣の所管であり、本会議趣旨説明も冬柴大臣が行われました。しかしながら、議院運営委員会は、付託委員会を異例の採決によって財政金融委員会に決定いたしました。

本会議で質問をした民主党の議員は、総理、国土交通大臣と環境大臣に質問をされましたが、財務大臣には一切質問されておられません。今日たがいまも財務大臣は出席なさっておられない。

参議院規則第七十四条において、国土交通委員会の所管事項は国土交通省の所管に属する事項と定められております。財政金融委員会の所管事項ではありません。本法律案は、国土交通大臣を所管大臣として、この法律による道路整備計画の策定や地方道路整備臨時交付金の基準の策定等、すべて国土交通大臣が行うこととなっております。

また、従来から本法律案は国土交通委員会に付託され審議されてきた経緯がございます。いかなる理由で付託先が財政金融委員会となったのでありましようか。全く不可解であります。

我が院において長年与野党が十分に話し合つて築いてきた秩序ある運営が崩れたと言つてもよい状況であります。内閣提出の法律案を人質に取つて、自らの思いどおり国会を運営するあしき前例を重ねていると言つても過言ではありません。

これでは、責任ある議会運営をしているとは到底言えないと思います。政局絡みの思惑が見え隠れして真摯な政策議論を二の次にするのであれば、国民生活を守るべき責任政党とは到底言えないと思います。

さて、衆議院送付の日から六十日目ですが今日のときであります。さきの歳入法案もそうでありましたが、審議の引き延ばしというより、委員会付託の先送りにより、形だけ整えたような委員会審議を経て今日採決されることに怒りすら覚えます。委員会が開会できる定例日も数多くありました。にもかかわらず、六十日間で国土交通大臣の

出席を得て開かれた実質審議はたった六時間。何ゆえ、野党諸君が望んでいたはずの徹底審議ができなかったのでありましようか。

歳入法案も同様でした。審議をしないことで、四月の一月間、ガソリンの暫定税率が失効して、地方自治体の歳入に不足を生じさせることになりました。これをもって、民主党の諸君は、国民には減税となったと無責任な放言をされますが、国と地方の税収を人質に取るという愚劣な策であり、とても参議院第一党の地位を占める政党がすることとは言い難いのであります。そして、報道によれば、民主党幹部の発言として、みなし否決という力ずくの参院否定を繰り返してはならないと伝えております。これではまるで他人事のようにであります。参議院の責任ある議会運営は、今現在、第一党である民主党が責任の一端を担ってはいないのですか。

また、民主党は、政府が示す中期計画どおりの道路整備の必要性について繰り返し問われました。民主党が言う不要な道路とは一体どの道路か具体的に示さずに批判ばかりするのはひきょうであります。建設の判断を自治体に任せるといふなら、道路はネットワークの完成があつてこそ機能するというのを見過してあります。

こうした意味でも、実質審議の全くなされない事実を取り返しの付かない過ちを犯したと言えるでしょう。六十日間を無為に過して、結論を出さないことに後ろめたさを感じて、辛うじてぎりぎりの日に採決をする。これでは何のための議会か。このことがまさしく参議院無用論がわき出てくる最大の要因となることをお気付きではないのでしょうか。民主党の国会対応に嚴重に抗議し、

猛省を促したいと思ひます。諸君の行動が参議院をおとしめたと断言するものであります。

最後に、道路整備について寄せられた多くの国民の意見が明らかにしたことは、道路整備に責任を持つ与党議員として謙虚に受け止め、評価すべきであつたと確信いたします。ただ、その議論の中で、道路財源が一部不適切な使われ方をしたことが判明し、国民の行政に対する信頼を失わせたことが残念でなりません。これによって、なぜ道路が必要なのかという本質の議論を更に深めることが中途半端ではなかつたかと危惧するのであります。

国民にとって必要な道路は建設する、国づくりを通じて人づくりを実現していくという理念の下に作られた法律であります。だからこそ、この理念を理解する同志諸君の御賛同を得ながら、この法律が整然と可決されることを願うと同時に、適切に予算が執行されますことを政府に要請いたします。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(江田五月君) 円より子君。

(円より子君登壇、拍手)

○円より子君 民主党の円より子です。

私は、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して、道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対し、断固反対する立場で討論を行います。

本法律案は、半世紀以上も前にできた道路特定財源制度を今後更に十年間延長しようという法案であります。政府・与党は、本法律案を何の修正も行うことなく、明日、衆議院で再可決しようとしております。これは、福田総理が国民に平成二十一年度から一般財源化すると約束した公約と

完全に矛盾するものであり、断じて容認することはできません。以下、本法律案に反対する理由を具体的に申し上げます。

反対する第一の理由は、既に申し上げましたとおり、本法律案は道路特定財源制度を今後十年間も維持しようという法案であり、これは、来年、平成二十一年度から道路特定財源を廃止して一般財源化するとして総理提案に明らかに真つ向から違反し、矛盾していることでもあります。

福田総理の提案を忠実に履行するのであれば、法案をいったん廃案にして出し直すのが筋というもの。それができないのであれば、少なくとも法案を修正し、十年の延長期間を一年に短縮するとともに、平成二十一年度以降は道路特定財源としないことを明確にすることが政府・与党としての最低限の責務ではないでしょうか。

政府・与党が法案の修正に及び腰なのは、道路族と言われる人々の説得に自信がないというよりも、国民受けをねらつただけで、元々やる気がないのではありませんか。福田総理の約束と完全に矛盾する内容の法案をそのまま通して、後は信じてくれというのはどだい無理な話です。

政府・与党として法案修正に向けた最低限の努力を行うこともなく、法案を衆議院で再可決して原案のまま無理やり通そうとするやり方は、国民の期待と信頼を心底裏切るものではないでしょうか。到底国民の理解を得られるものではありません。

第二の理由は、本法律案の修正が行われない結果、一般財源化の意味が骨抜きにされる可能性が極めて強いことです。

民主党が目指す真の意味での一般財源化とは、道路だけを聖域化し、道路だけにしか使えない現行の硬直的な制度を根本的に改めて、教育や福祉、医療、環境保全など、毎年度の予算編成で最も優先度の高い政策分野に透明な議論を通じて重点的に配分することです。

その際、道路利権の象徴となつてゐる特別会計、すなわち社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定を廃止して一般会計化することです。また、国が補助金等を通じて地方を支配する構造を改めて、地方が独自の責任と判断で自由に使い道を決定できる仕組みに変えていくことです。単に名目だけを変えればいいものではありません。これまでと同じような税金の使い方をするならば、結局は何も変わらず、真の意味での一般財源化とは決して言えません。国民には残念ながら総理の一般財源化という言葉は偽装にしか映らないのではないのでしょうか。

その懸念を裏打ちするように、総理提案後の政府・与党の議論を聞いてみると、聞こえてくるのは必要な道路は着実に整備するとの声ばかりです。例えば、自民党の道路調査会長は、一般財源化で道路予算が減ることはないと明言してあります。しかも、本当に必要な道路をだれがどのように判断するのか、歳出全体の中で政策の優先順位をどのように設けるのか、道路以外の福祉や教育への用途拡大は本当に実現するのかなど、肝心な問題はすべて先送りされております。これでは真の意味で一般財源化が本当に実現するのかわからない。その展望すら見られないと言わざるを得ません。

反対の第三の理由は、この法律案は今後十年

間、道路特定財源の暫定税率を延長し、国民に多大な負担を強いることを前提とした法案であるからです。

道路特定財源の暫定税率は、その名前が示すとおり、一定期間暫定的に基本税率に上乘せし納税者に負担を求めるものであり、その期間が満了すれば元に戻すのは当然であります。暫定といながら三十四年間もガソリン税の暫定税率を続ける一方で、恒久的減税といながらわずか八年間で定率減税を廃止する政府の姿勢は明らかに破綻しております。

総理は、これまで予算委員会、特定財源制度を取っていることが暫定税率を維持している根拠であると再三答弁してきました。そうであるなら、一般財源化を表明した段階で暫定税率を即刻廃止するのが筋ではありませんか。政府が主張する暫定税率の維持は、新たな法律措置をもって増税を行うことと同義です。今後十年間で五十九兆円の道路整備を行うために、国民に毎年二・六兆円もの新たな増税を強いることを前提とした本法律案は、到底認めることはできません。

第四の理由は、本法律案は、十年間の暫定税率延長の前提となる道路中期計画で算定されている五十九兆円の事業量の根拠が明確ではないことです。

政府の中期計画は、暫定税率維持を前提として、十年間の特定財源収入の全額を道路整備に充当することを前提に逆算して作成されていることは明らかであります。今後の道路投資額を政府の骨太の方針に従って毎年三%削減していけば、十年間の総額は四十九兆円となり、五十九兆円に遠く届きません。また、新しい交通量の推計と費用

便益分析によつて中期計画を抜本的に見直せば、事業量を大幅に縮減できることは可能であります。しかも、小泉内閣時代に凍結された一万四千キロの高規格道の建設計画も、事もあうに国民に対して何の説明もないまま復活させております。これらを徹底的に精査し、談合、随意契約などを根絶することによつて国の道路整備コストを大幅に削減することが必要です。道路中期計画の五十九兆円の積算根拠に様々な疑問が呈されている中で、それを前提とした本法律案をそのまま通すことは国民に対して許されることではありません。

第五の理由は、衆参の法案審議の過程で、道路関係公益法人等への天下り、天下り先との不透明な随意契約、道路特定財源の私物化など、税金の無駄遣いの数々が次々と明らかになったことであります。

特に、道路特定財源の私物化については、道路ミュージカルの上映やテーマソングの作成、職員宿舍の建設や職員旅行の丸抱え、タクシードライバの支給、マッサージチェアやカラオケセットを始めとしたレクリエーション用具の購入、道路と直接関係のない米軍住宅の建設、利用率の低い駐車場の整備等々、目を覆いたくなるような不適切事例が相次いで明るみに出ました。これらの無駄遣いを徹底的に精査して中期計画を抜本的に見直さないと限り、国民の信頼を得ることは到底できないのではないのでしょうか。

以上、本法律案に反対する理由を申し述べました。これでもなお衆議院で明日再可決されるとは、政府・与党の良識を疑わざるを得ません。議会の本来の使命である熱心かつ徹底した議論が次

第に埋没していくのではないか、また国民の政治への不信が更に深まるのではないか、そのことを私は深く憂えております。

良識ある議員各位の賢明なる御判断を求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)
○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)
○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 百八
反対 百二十六
よつて、本案は否決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員

山下 芳生君	風間 直樹君
森田 高君	舟山 康江君
紙 智子君	轟木 利治君
横峯 良郎君	川崎 稔君
仁比 聡平君	室井 邦彦君
川上 義博君	松野 信夫君
青木 愛君	井上 哲士君
大門実紀史君	松岡 徹君
津田弥太郎君	犬塚 直史君
水岡 俊一君	藤本 祐司君
市田 忠義君	小池 晃君
松井 孝治君	鈴木 寛君
岩本 司君	藤田 幸久君
光生 マルティン君	佐藤 公治君
櫻井 充君	内藤 正光君
浅尾慶一郎君	一川 保夫君
増子 輝彦君	羽田雄一郎君
高橋 千秋君	石井 一君
田名部匡省君	渡辺 秀央君
山下八洲夫君	千葉 景子君
前田 武志君	佐藤 泰介君
柳田 稔君	岡崎トミ子君
植松恵美子君	中谷 智司君
松浦 大悟君	平山 幸司君
梅村 聡君	大島九州男君
水戸 将史君	徳永 久志君
川合 孝典君	牧山ひろえ君
金子 恵美君	藤谷 光信君
加賀谷 健君	相原久美子君
藤原 良信君	大河原雅子君
谷岡 郁子君	足立 信也君
那谷屋正義君	白 眞敷君

大久保 勉君	島田智哉子君	市川 一朗君	谷川 秀善君	森 まさこ君	谷合 正明君	議長の報告事項
前川 清成君	尾立 源幸君	家西 悟君	長浜 博行君	山本 博司君	近藤 正道君	去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
藤末 健三君	大石 尚子君	高嶋 良充君	小川 敏夫君	西田 昌司君	牧野たかお君	総務委員
中村 哲治君	今野 東君	郡司 彰君	藤井 孝男君	鰐淵 洋子君	西田 実仁君	辞任
榎葉賀津也君	芝 博一君	中曾根弘文君	松田 岩夫君	又市 征治君	山谷えり子君	補欠
小林 正夫君	柳澤 光美君	山本 順三君	荻原 健司君	関口 昌一君	岡田 広君	辞任
下田 敦子君	神本美恵子君	小泉 昭男君	小池 正勝君	浮島とも子君	浜田 昌良君	補欠
谷 博之君	藤原 正司君	二之湯 智君	秋元 司君	洲上 貞雄君	福島みずほ君	辞任
小川 勝也君	池口 修次君	義家 弘介君	塚田 一郎君	吉田 博美君	松山 政司君	辞任
福山 哲郎君	山根 隆治君	古川 俊治君	佐藤 正久君	愛知 治郎君	有村 治子君	辞任
大江 康弘君	円 より子君	丸川 珠代君	丸山 和也君	山下 栄一君	遠山 清彦君	辞任
北澤 俊美君	峰崎 直樹君	山田 俊男君	佐藤 信秋君	渡辺 孝男君	加藤 修一君	辞任
直嶋 正行君	西岡 武夫君	石井 みどり君	磯崎 陽輔君	岸 宏一君	木村 仁君	辞任
築瀬 進君	奥石 東君	石井 準一君	神取 忍君	中川 義雄君	荒井 広幸君	厚生労働委員
平田 健二君	大石 正光君	末松 信介君	岸 信夫君	風間 昶君	弘友 和夫君	辞任
工藤堅太郎君	吉川 沙織君	坂本由紀子君	川口 順子君	魚住裕一郎君	松 あきら君	補欠
友近 聡朗君	外山 斎君	北川イッセイ君	河合 常則君	若林 正俊君	泉 信也君	辞任
川田 龍平君	行田 邦子君	田村耕太郎君	橋本 聖子君	岩城 光英君	岩永 浩美君	辞任
米長 晴信君	大久保潔重君	鶴保 庸介君	西島 英利君	木庭健太郎君	白浜 一良君	辞任
松下 新平君	糸数 慶子君	椎名 一保君	岡田 直樹君	荒木 清寛君	山口那津男君	辞任
田中 康夫君	武内 則男君	松村 祥史君	水落 敏栄君	浜四津敏子君		辞任
姫井由美子君	長谷川大紋君	中村 博彦君	加納 時男君			辞任
中山 恭子君	富岡由紀夫君	林 芳正君	脇 雅史君			辞任
広田 一君	蓮 舩君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	農林水産大臣	若林 正俊君	辞任
林 久美子君	中川 雅治君	浅野 勝人君	山内 俊夫君	経済産業大臣	甘利 明君	辞任
野村 哲郎君	島尻安伊子君	伊達 忠一君	青木 幹雄君	国土交通大臣	冬柴 鐵三君	辞任
喜納 昌吉君	鈴木 陽悦君	田中 直紀君	鴻池 祥肇君	国務大臣 (内閣官房長官)	町村 信孝君	辞任
加藤 敏幸君	主濱 了君	吉村剛太郎君	尾辻 秀久君	国務大臣	増田 寛也君	辞任
衛藤 晟一君	山本 一太君	山崎 正昭君	佐藤 昭郎君			辞任
加治屋義人君	平野 達男君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君			辞任
辻 泰弘君	大塚 耕平君	南野知恵子君	山本 香苗君			辞任
森 ゆうこ君	松村 龍二君	澤 雄二君	山内 徳信君			辞任

決算委員

辞任

又市 征治君

補欠

近藤 正道君

行政監視委員

辞任

近藤 正道君

補欠

又市 征治君

議院運営委員

辞任

川合 孝典君

補欠

直嶋 正行君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の本院提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

農業者戸別所得補償法案(第百六十八回国会本院提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

宇宙基本法案(第百六十六回国会、河村建夫君外七名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

保険約款に対する監督における具体的判断基準に関する質問主意書(前川清成君提出)(第一二二号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

同日議長は、プラスブスック・ブデント・タイ王国上院議長より、同議長のタイ王国上院議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受け受した。

審査報告書

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月九日

財政金融委員長 峰崎 直樹

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、道路整備費の財源の特例措置に
関し、揮発油税等の収入額の予算額に相当する
金額を毎年度道路整備費に充当する措置を改
め、その予算額に相当する金額が各年度にお
いて道路整備費の予算額を超える場合には、その
超える金額を当該措置の対象から除外すること
とするとともに、その適用期間を十年間延長す
るほか、高速道路利便増進事業のための一般
計における独立行政法人日本高速道路保有・債
務返済機構の債務の承継その他の措置を講じよ
うとするものであるが、適切な措置と認められ
ない。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一
部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年三月十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一
部を改正する法律案

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一
部を改正する法律案

道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和
三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改
正する。

題名を次のように改める。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置
に関する法律

第一条中「財源等」を「財源」に改め、「特例」の
下に「その他道路整備事業に係る国の財政上の特別
措置を加える。」

第二条中「高速自動車国道及び一般国道並びに
政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改
築、維持及び修繕に関する事業(これに密接に関
連する環境対策事業その他の政令で定める事業を
含む。以下「道路の整備に関する事業」という。)
を「道路整備事業」に改め、同条を同条第二項と
し、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「道路整備事業」とは、次に
掲げる道路の新設、改築、維持及び修繕に関す
る事業並びに当該道路の公共土木施設災害復旧

事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七
号)第二条第二項に規定する災害復旧事業をい
う。

一 高速自動車国道

二 一般国道

三 都道府県道又は市町村道であつて、政令で
定めるもの

第二条に次の二項を加える。

3 この法律において「揮発油税等の収入額の予
算額」とは、一會計年度の揮発油税の収入額の予
算額の全額に相当する金額及び当該會計年度の
石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当
する金額の合算額をいい、「揮発油税等の収入
額の決算額」とは一會計年度の揮発油税の収入
額の決算額の全額に相当する金額及び当該會計
年度の石油ガス税の収入額の決算額の二分の一
に相当する金額の合算額をいう。

4 この法律において「高速道路利便増進事業」と
は、次に掲げる事業又は事務であつて、高速道
路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第一
条に規定する会社(以下単に「会社」という。)が
行うものをいう。

一 高速道路株式会社法第二条第二項に規定す
る高速道路(以下単に「高速道路」という。)の
うち当該高速道路と道路(高速道路を除く。)と
を連結する部分で国土交通省令で定めるもの
の整備に関する事業(これに附帯する高速
道路の車線の増設に関する事業その他の事業
を含む。)であつて、高速道路の通行者及び利
用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料

金(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。))第十三条第一項第七号に規定する料金をいう。以下同じ。の額の設定(同号に規定する徴収期間を通じて高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。)であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの。

第三条第一項中「平成十五年度以降五箇年間に」「平成二十年度以降十箇年間に」を改め、「当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の全額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の合算額」という。))が同年度の揮発油税の収入額の予算額の全額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の合算額」という。))を超えるときは、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、当該超える金額については、この限りでない。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 当該年度のの前年度以前で平成二十年度以降の各年度の揮発油税等の収入額の決算額(当該年度のの前年度については、揮発油税等の収入額の予算額)の合計額が当該各年度の道路整備費の決算額(当該年度のの前年度については、道路整備費の予算額)の合計額を超えるときは、当該超える額

第三条第六項中「前三項を」「第五項から第七項までに」「第三項の事業の量を変更しようとする場合」を「第五項の道路整備事業の量の変更」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項を」「第五項に」「事業を」「道路整備事業」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 国土交通大臣は、第五項の規定による閣議の決定後五年を目途として、社会経済情勢の変化を勘案し、同項の道路整備事業の量について検討を加え、必要があると認めるときは、当該道路整備事業の量の変更の案を作成するものとする。

第三条第四項中「事業を」「道路整備事業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項を」「第一項及び前項に」「平成十五年度以降五箇年間に」「平成二十年度以降十箇年間に」「道路の整備に関する事業を」「道路整備事業」に、「作成して」を「作成し、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を」「平成二十年度以降十箇年間は、第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。))の規定による措置を講じてもお道路整備費の財源に不足を生ずると認められるときは、第一項に改め、「平成十五年度以降五箇年間はを削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 当該年度のの前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が、同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足し、又は当該揮発油税等の収入額の決算額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「合算額に相当する金額」とあ

るのは、「合算額(当該年度のの前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときは当該合算額に当該不足額を加算し、当該年度のの前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額を超えるときは当該合算額から当該超える額を控除した額)に相当する金額」とする。

3 政府は、平成二十九年年度末における第一項各号に掲げる額の合算額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、平成三十年度以降の各年度の道路整備費の予算額の合計額が当該超える額に相当する金額に達するまでの間、毎年度、当該超える額の全部又は一部に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならない。

第四条の見出しを「国の負担又は補助の割合の特例」に改め、同条中「平成十五年度以降五箇年間に」「平成二十年度以降十箇年間に」「負担金の割合又は補助金の率」を「負担又は補助の割合」に改める。

第五条第一項中「平成十五年度以降五箇年間に」「平成二十年度以降十箇年間に」「第二条の政令で定める都道府県道その他の」を「第二条第一項第二号又は第三号に掲げる」に、「のうちの規模について国土交通大臣が定める基準を超えないものであつて、公共公益施設の整備等に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため一定の地域において一体として行われるべきものに関する事業のうち、当該五箇年間に重点的、効果的かつ効率

的に行われる」を「に関する事業で次に掲げる基準に適合するもののうち、当該十箇年間に実施する」に、「対象事業」を「交付金対象事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該事業の規模が国土交通大臣の定める基準を超えないものであること。

二 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

三 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るために行われる必要があると認められるものであること。

四 一定の地域において一体として行われるものであること。

五 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。

第五条第二項中「(当該年度のの前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を加算し、当該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超える額を控除した額)」を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「対象事業」を「地方道路整備臨時交付金を充てて実施する交付金対象事業」に改め、「国の」の下に「負担又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項の」を「第四項の」に改め、「により」の下に「当該年度の」を、「第二項」の下に「(第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))」を、「配分割合」の下に「第四項の規定により」を加え、「が前項に規定する計画に基づき実施する対象事業に要

する費用の額を当該年度において提出された同項に規定する計画に基づき実施されるすべての対象事業」を「から提出された計画に基づく交付金対象事業の実施に要する費用の額を同項の規定により提出されたすべての地方公共団体の計画に基づく交付金対象事業の実施」に改め、同項ただし書中「額は、」の下に「第四項の規定により」を加え、「が同項に規定する計画に基づき実施する対象事業」を「から提出された計画に基づく交付金対象事業の実施」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「地方道路整備臨時交付金をその費用の財源に」を「地方公共団体は、地方道路整備臨時交付金を」に、「対象事業を実施しようとする道路管理者は、毎年度の当該対象事業」を「交付金対象事業を実施しようとするときは、各年度ごとに、その年度の当該交付金対象事業」に改め、「関する計画」の下に「を作成し、これ」を加え、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。 5 地方公共団体は、前項の規定により当該地方公共団体が道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）である道路以外の道路の交付金対象事業の実施に関する計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者に協議しなければならない。 第五條第二項の次に次の一項を加える。 3 当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が、同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足し、又は当該決算額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「予算額」とあるのは、「予算額（当該年度の前々年度の揮	発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは当該年度の揮発油税の収入額の予算額に当該不足額を加算し、当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額を超えるときは当該年度の揮発油税の収入額の予算額から当該超える額を控除した額」とする。 本則に次の三条を加える。 （地方道路整備臨時交付金） 第六條 国は、都道府県又は道路法第十七条第一項の規定により一般国道の管理を行う指定都市（地方自治法昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）に対し、国土交通大臣が一般国道の新設又は改築を行う場合における道路法第五十条第一項（同法第十七条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく負担金の納付に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。 2 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる事業に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。 一 当該地方公共団体が行う一般国道の新設又は改築に関する事業 二 当該地方公共団体が国の補助を受けて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する事業 三 当該地方公共団体が地方道路整備臨時交付金の交付を受けて行う交付金対象事業 3 前二項の規定による貸付金（以下この条にお	いて「地方道路整備臨時交付金」という。）の貸付の決定は、平成二十五年三月三十一日までに限り行うことができる。 4 地方道路整備臨時交付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。 5 前項に定めるもののほか、地方道路整備臨時交付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。 （高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等） 第七條 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料機構法第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。 一 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息（承継日以前に発生している利息のうち、承継日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務	二 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十六条第二項に規定する道路債券等（以下「機構債券等」という。）に係る債務（承継日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。） 2 機構及び会社は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行つて高速道路（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合に於ては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この条において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に關し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるものとする。 一 当該高速道路について特に必要と認められる高速道路利便増進事業に関する事項 二 前号の高速道路利便増進事業のために必要となる機構による高速道路貸付料の額の減額に関する事項 三 機構が前号の高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のため、前項の措置によりその負担の軽減を図ることが必要となる機構債務に関する事項 四 計画期間 五 その他国土交通省令で定める事項 3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
--	---	---	---

4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができ、

一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

二 当該計画の実施が当該高速道路を含む道路の交通の安全の確保とその円滑化を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

三 当該計画の実施による機構債務の負担の軽減が第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要かつ最小限のものであると認められること。

四 当該計画の実施のため必要となる機構法第十三条第一項に規定する協定の変更の案について機構及び当該会社が合意していることその他確実かつ円滑に実施されると見込まれるものであること。

5 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構及び会社は、第二項の計画について第四項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 機構は、第二項の計画を作成するために必要

があるとき、第一項第二号に掲げる債務に係る機構債券等のうち社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用があるものを取り扱うことについて社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関(社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)及び当該振替機関の下位機関(社債等振替法第二条第九項に規定する下位機関をいう。以下同じ。)に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

8 機構及び会社は、第四項の同意を得た第二項の計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。

9 国土交通大臣は、承継日を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等)

第八条 前条第一項の規定により政府が承継した同項第二号に掲げる債務に係る機構債券等については、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。)、社債等振替法、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)その他の法令中国債に関する規定を適用し、次の各号に掲げる機構債券等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定は、適用しない。

一 日本高速道路保有・債務返済機構債券 機構法第二十二条(第四項及び第五項を除く。)

二 日本道路公団等民営化関係法施行法第十六条第二項に規定する道路債券等 同条第一項

2 機構は、前条第四項の同意(同条第八項の変更の同意を含む。)を得たときは、直ちに、当該同意計画に定められた同条第二項第三号に規定する機構債務に係る機構債券等のうち社債等振替法の規定の適用があるもの(以下この条において「振替機構債券等」という。)を取り扱うことについて社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関(以下この条において「同意振替機関」という。)に対し、振替機構債券等の種類及び当該種類ごとの金額その他振替機構債券等に関する国土交通省令で定める事項(次項において「振替機構債券等の種類等」という。)を通知するとともに、社債等振替法第二条第五項に規定する振替機関等(以下この条において単に「振替機関等」という。)が振替機構債券等の振替を行うための口座を開設した者(以下この条において「特定加入者」という。)の氏名又は名称その他前条第一項の規定による振替機構債券等に係る機構債務の承継のために必要なものとして国土交通省令で定める事項(以下この条において「特定加入者の氏名等」という。)について報告を求めなければならない。

3 前項の通知を受けた同意振替機関は、直ちに、その直近下位機関(社債等振替法第二条第八項に規定する直近下位機関をいう。以下この条において同じ。)に対し、振替機構債券等の種類等を通知するとともに、特定加入者の氏名等について報告を求めなければならない。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関(社債等振替法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。)について準用する。

5 第二項又は第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定による報告を求められた同意振替機関、直近下位機関及び口座管理機関は、速やかに、当該報告をしなければならない。その報告をした特定加入者の氏名等に変更があつたときも、同様とする。

6 機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、特定加入者に対し、承継日の二十日前までに機構に対し振替機関等により当該特定加入者のために開設された振替機構債券等の承継日以後における振替を行うための口座(当該口座の必要がないときは、その旨を通知すべき旨を通知しなければならない)。

7 振替機構債券等については、承継日の一月前の日から承継日までの間、社債等振替法第二百一十条において準用する社債等振替法第七十条第一項又は第七十一条第一項の振替又は抹消の申請(相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由による振替又は抹消の申請を除く。)その他社債等振替法又は社債等振替法に基づく政令の規定による申請であつて政令で定めるものを行うことができる。

8 機構は、承継日の二十日前までに、次に掲げる事項を財務大臣及び国土交通大臣に通知するものとする。

一 振替機構債券等の名称
二 特定加入者の氏名又は名称
三 特定加入者ごとの振替機構債券等(当該特定加入者が質権者である場合におけるその質

権の目的である振替機構債券等を除く。の金額

四 特定加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替機構債券等の金額
五 特定加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第三号及び前号の金額のうち信託財産であるものの金額

六 特定加入者から通知を受けた第六項の口座（当該通知がないときは、特定加入者から同項の口座の必要がない旨の通知を受けた場合を除き、機構が次項に規定する振替機関又は当該振替機関の下位機関から特定加入者のために開設を受けた振替機構債券等の承継日後における振替を行うための口座）
七 その他前条第一項の規定による振替機構債券等に係る機構債務の承継のために必要な事項

九 財務大臣は、前項の通知を受けたときは、承継日の二週間前までに、国が社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 前項第二号から第六号までに掲げる事項
二 振替機構債券等の承継日後における名称及び記号

三 その他振替機構債券等の承継日後における振替のために必要な事項

10 前項の通知を受けた振替機関は、承継日までに、当該通知に係る振替機構債券等について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が第八項第六号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる措置
イ 当該口座の第八項第三号に掲げる事項を

記載し、又は記録する欄における当該口座の特定加入者に係る同号の金額の増額の記載又は記録
ロ 当該口座の第八項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該口座の特定加入者に係る同号の金額の増額の記載又は記録

ハ 当該口座の第八項第五号の信託財産であるものの金額の増額の記載又は記録
ニ 当該口座の特定加入者に対する第八項第六号に掲げる口座に関する事項及びイからハまでの記載又は記録に関する事項の通知

二 当該振替機関が第八項第六号の口座を開設したものでない場合には、次に掲げる措置
イ その直近下位機関であつて特定加入者の上位機関（社債等振替法第二条第七項に規定する上位機関をいう。）であるものの口座（当該口座管理機関又はその下位機関の特定加入者が振替機構債券等についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座に限る。）における特定加入者に係る第八項第三号の金額及び同項第四号の金額の合計額の増額の記載又は記録
ロ イの直近下位機関に対する前項第一号及び第二号に掲げる事項の通知

11 前項の規定は、同項第二号ロ（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

12 承継日後における社債等振替法の国債に関する規定の適用については、振替機構債券等は社債等振替法第九十一条第三項第二号二に掲げる振替国債と、第十項（前項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録は当該振替国債についての社債等振替法第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録とみなす。

13 振替機関等は、承継日に、当該振替機関等が備える振替口座簿（社債等振替法第十二条第三項又は第四十五条第二項に規定する振替口座簿をいう。）中の振替機構債券等についての記載又は記録がされている口座において、当該振替機構債券等についての記載又は記録（第十項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録を除く。）の全部を抹消するものとする。

14 前各項に定めるもののほか、前条第一項の規定による債務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三項から第六項までを次のように改める。

3 同意計画に定められた第七条第二項第三号に規定する機構債務に係る機構債券等のうち、承継日において現に証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第三条の規定による廃止前の社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定による登録を受けているものについては、承継日に、当該登録を行っている登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

4 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。

5 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。

6 附則第三項に規定する機構債券等については、承継日後二週間、国債の登録（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。）を請求することができない。国債の登録の除却についても、同様とする。

附 則

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

（調整規定）

第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日までの間におけるこの法律による改正後の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第七条第七項の規定の適用については、同項中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは、「社債等の振替に関する法律」とする。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（国税収納金整理資金に関する法律の一部改正）
第四条 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

官 報 (号 外)

第六條第二項中「道路整備特別会計」を「社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定」に改める。

(成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第五條 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

別表道路の項中「道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条第一項第二号又は第三号に掲げる」に改める。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第六條 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項の表道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第四条の項中「道路整備費の財源等の特例に関する法律」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七條 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第三項中「道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条第一項各号に掲げる」に改める。

第二百一十條第二項第一号中リをヌとし、イからチまでをロからリまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第二百二條の二の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入

第二百二條の次に次の一条を加える。
(道路整備勘定における揮発油税の収入の帰属)

第二百二條の二 揮発油税の収入のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五條第二項(同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。)に定める額に相当するものは、同法第五條第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられるため、毎会計年度、道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする。

第二百三條第二項中「道路整備事業」の下に「(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五條第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。)」を加える。

附則第十二條中「繰入金」の下に「及び附則第五十條の二第一項の規定による国債整理基金特別会計から道路整備勘定への繰入金」を加える。

附則第五十條第二項中「第二百一十條第二項第一号イ」を「第二百一十條第二項第一号ロ」に、「同号へ」を「同号ト」に、「道路整備事業」を「交付を」に、「道路整備事業」を「交付」に改め、「除く。」を削り、同条第十項、第十二項及び第十四項中「第二百一十條第二項第一号へ」を「第二百一十條第二項第一号ト」に、「同号へ」を「同号ト」に改め、同条の次に次の一条を加える。

百一十條第二項第一号トに、「同号へ」を「同号ト」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十條の二 平成二十年度から平成二十四年度までの間において、道路の整備の財源のために発行された公債の償還の財源に充てられた第四十二條第五項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れをする場合には、当該繰入れをする金額を限度として、各年度における国債の償還その他国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六條第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の貸付けに要する費用の財源に充てられるため、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れをすることができ、この場合において、当該繰入れをすることができる金額の合計額は、五千億円を限度とする。

2 前項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れをした場合においては、後日、その金額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

3 道路整備勘定において道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六條第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この条において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。以下この条において同じ。)に相当する金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六條第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において第一項の規定による国債整理基金特別会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

計に繰り入れるものとする。

5 第二百一十條第二項の規定によるほか、第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六條第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還金はそれぞれその繰入れをした年度又はその償還を受けた年度における同勘定の歳入とし、第二項の規定により同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金はその繰入れをした年度における同勘定の歳出とする。

6 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れを行う場合における第二百三條第二項の規定の適用については、同項中「交付を」とあるのは、「交付及び同法第六條第三項に規定する地方道路整備臨時貸付金の貸付けを」とする。

計に繰り入れるものとする。

投票者氏名
日程第一 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一〇八名

大江 康弘君
愛知 治郎君
秋元 司君
荒井 広幸君
石井 準一君
泉 信也君
市川 一朗君
岩永 浩美君
尾辻 秀久君
岡田 広君
加治屋義人君
神取 忍君
河合 常則君
岸 宏一君
北川イッセイ君
小泉 昭男君
佐藤 昭郎君
佐藤 正久君
椎名 一保君
末松 信介君
世耕 弘成君
田中 直紀君
伊達 忠一君
塚田 一郎君
中川 雅治君
中曽根弘文君
中山 恭子君
渡辺 秀央君
青木 幹雄君
浅野 勝人君
有村 治子君
石井みどり君
磯崎 陽輔君
岩城 光英君
衛藤 晟一君
岡田 直樹君
荻原 健司君
加納 時男君
川口 順子君
木村 仁君
岸 信夫君
小池 正勝君
鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君
坂本由紀子君
島尻安伊子君
鈴木 政二君
関口 昌一君
田村耕太郎君
谷川 秀善君
鶴保 庸介君
中川 義雄君
中村 博彦君
二之湯 智君

反対者氏名

一二六名

西島 英利君
野村 哲郎君
長谷川大紋君
林 芳正君
古川 俊治君
松田 岩夫君
松村 龍二君
丸川 珠代君
水落 敏栄君
森 まさこ君
山内 俊夫君
山田 俊男君
山本 一太君
吉田 博美君
義家 弘介君
脇 雅史君
魚住裕一郎君
加藤 修一君
木庭健太郎君
白浜 一良君
遠山 清彦君
浜田 昌良君
弘友 和夫君
山口那津男君
山本 香苗君
渡辺 孝男君
山東 昭子君
西田 昌司君
南野知恵子君
橋本 聖子君
藤井 孝男君
牧野たかお君
松村 祥史君
松山 政司君
丸山 和也君
溝手 顕正君
矢野 哲朗君
山崎 正昭君
山谷えり子君
山本 順三君
吉村剛太郎君
若林 正俊君
荒木 清寛君
浮島とも子君
風間 昶君
澤 雄二君
谷合 正明君
西田 実仁君
浜四津敏子君
松 あきら君
山下 栄一君
山本 博司君
鰐淵 洋子君
松下 新平君

石井 一君
犬塚 直史君
植松恵美子君
小川 勝也君
尾立 源幸君
大石 正光君
大久保 勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤 敏幸君
金子 恵美君
川合 孝典君
川崎 稔君
北澤 俊美君
郡司 彰君
行田 邦子君
今野 東君
佐藤 泰介君
芝 博一君
下田 敦子君
榛葉賀津也君
鈴木 陽悦君
田名部匡省君
高橋 千秋君
谷 博之君
千葉 景子君
津田弥太郎君
外山 斎君
轟木 利治君
友近 聡朗君
内藤 正光君
中谷 智司君
一川 保夫君
岩本 司君
梅村 聡君
小川 敏夫君
大石 尚子君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚 耕平君
加賀谷 健君
風間 直樹君
神本美恵子君
川上 義博君
喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
興石 東君
佐藤 公治君
櫻井 充君
島田智哉子君
主濱 了君
鈴木 寛君
田中 康夫君
高嶋 良充君
武内 則男君
谷岡 郁子君
シレン マルティン君
辻 泰弘君
徳永 久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋 正行君
中村 哲治君

長浜 博行君
羽田雄一郎君
林 久美子君
平田 健二君
平山 幸司君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
藤本 祐司君
藤原 良信君
前川 清成君
牧山ひろえ君
松井 孝治君
松岡 徹君
円より子君
水岡 俊一君
室井 邦彦君
森田 高君
柳澤 光美君
山下八洲夫君
横峯 良郎君
米長 晴信君
井上 哲士君
紙 智子君
大門実紀史君
山下 芳生君
福島みずほ君
又市 征治君
糸数 慶子君
西岡 武夫君
白 眞勲君
姫井由美子君
平野 達男君
広田 一君
藤末 健三君
藤谷 光信君
藤原 正司君
舟山 康江君
前田 武志君
増子 輝彦君
松浦 大悟君
松野 信夫君
水戸 将史君
峰崎 直樹君
森 ゆうこ君
築瀬 進君
柳田 稔君
山根 隆治君
吉川 沙織君
蓮 舫君
市田 忠義君
小池 晃君
仁比 聡平君
近藤 正道君
洲上 貞雄君
山内 徳信君
川田 龍平君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一一五円